三　眼の水晶体の等価線量について、四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間ごとの合計並びに四月一日を始期とする一年間ごとの合計。ただし、四月一日を始期とする一年間についての眼の水晶体の等価線量が二十ミリシーベルトを超えた場合は、当該一年間以降は、当該一年間を含む第十三条第二項第一号に定める五年間について、四月一日を始期とする一年間ごとに累積した値

四　女子の腹部の等価線量について、毎月一日を始期とする各一月間ごとの合計、四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間ごとの合計並びに四月一日を始期とする一年間ごとの合計

（放射線診療従事者等の教育訓練及び研修）

**第十六条の二**　診療施設の管理者は、放射線診療従事者等（放射性同位元素等の規制に関する法律第二十二条の規定により教育及び訓練を施された者を除く。）に対し、初めて管理区域に立ち入る前及び管理区域に立ち入った後にあっては一年を超えない期間ごとに、次に掲げる事項についての教育及び訓練を施さなければならない。

一～四　（略）

2　診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を備えた診療施設の管理者は、放射線診療従事者等である獣医師（放射性同位元素等の規制に関する法律第三十六条の二第一項に規定する放射線取扱主任者定期講習を受けている者を除く。）に対し、初めて診療を行う前及び診療を行った後にあっては三年を超えない期間ごとに、次に掲げる事項についての研修を受けさせなければならない。

一～五　（略）

3　（略）

**別表第二**（第十八条の二関係）

放射性同位元素の種類が明らかで、かつ、一種類である場合の空気中の濃度限度等

| 第一欄<br>放射性同位元素の種類 | | 第二欄<br>空気中濃度限度<br>（Bq／cm³） | 第三欄<br>排液中又は排水中の濃度限度<br>（Bq／cm³） | 第四欄<br>排気中又は空気中の濃度限度<br>（Bq／cm³） |
|---|---|---|---|---|
| 核種 | 化学形等 | | | |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| $^{101}$Ag | 硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀 | （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| $^{102}$Ag | 硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀 | （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| $^{103}$Ag | 硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀 | （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |

（新設）

（放射線診療従事者等の教育訓練及び研修）

**第十六条の二**　診療施設の管理者は、放射線診療従事者等（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第二十二条の規定により教育及び訓練を施された者を除く。）に対し、初めて管理区域に立ち入る前及び管理区域に立ち入った後にあっては一年を超えない期間ごとに、次に掲げる事項についての教育及び訓練を施さなければならない。

一～四　（略）

2　診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を備えた診療施設の管理者は、放射線診療従事者等である獣医師（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第三十六条の二第一項に規定する定期講習を受けている者を除く。）に対し、初めて診療を行う前及び診療を行った後にあっては三年を超えない期間ごとに、次に掲げる事項についての研修を受けさせなければならない。

一～五　（略）

3　（略）

**別表第二**（第十八条の二関係）

放射性同位元素の種類が明らかで、かつ、一種類である場合の空気中の濃度限度等

| 第一欄<br>放射性同位元素の種類 | | 第二欄<br>空気中濃度限度<br>（Bq／cm³） | 第三欄<br>排液中又は排水中の濃度限度<br>（Bq／cm³） | 第四欄<br>排気中又は空気中の濃度限度<br>（Bq／cm³） |
|---|---|---|---|---|
| 核種 | 化学形等 | | | |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| $^{101}$Ag | 硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀 | （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| $^{102}$Ag | 硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀 | （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| $^{103}$Ag | 硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀 | （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |